

令和3年1月12日

全学公認団体 各位
学 生 各位

学生担当理事
村中 孝史

課外活動の自粛要請について（第5版）

京都府、大阪府、兵庫県の各知事から、政府に対し、首都圏に続き新型コロナウイルス特別措置法に基づく緊急事態宣言発令の要請がなされたことを踏まえ、本学の感染拡大の対応の更なる強化を図るため、本日付で、本学の「新型コロナウイルス感染拡大防止に伴う活動制限のガイドライン」がレベル2（一）に変更されました。

このことにより、これまでの活動の一部を制限することになり、「課外活動等の実施における感染拡大予防マニュアル（第5版）」を策定しました。

記

- (1) 対面を伴う課外活動を実施できる条件は、当面の間、以下のとおりとする。
 - (a) 全学公認団体の活動で、当該団体に所属する本学学生のみが参加するものであること
 - (b) 屋外における活動であること
 - (c) 活動時間が原則として1日当たり3時間以内（準備・片付けを含む）であること
 - (d) 団体での活動の参加人数について、原則として1団体当たり20名以内であること
 - (e) 身体接触を伴うなど、感染リスクの高い活動ではないこと
 - (f) 各団体は、構成員名簿に記載された者の体調の記録を行い、活動日の前2週間分について、体温、体のだるさ、咳の有無等を記載した「体調経過観察表」（様式自由）を作成すること
 - (g) 団体としての活動日の前2週間及び団体としての活動期間中において、家族等を除く複数人でのアルコールを伴う飲食（下宿等での飲食を含む）をしていないこと
 - (h) 団体において本学が定めた「課外活動等の実施における感染拡大予防マニュアル（第5版）」を遵守した内容の「感染拡大予防ガイドライン」を作成し、大学の承認を得ていること。その際、同ガイドラインにおいて感染拡大防止の責任者を定め、同ガイドラインが守られているかチェックする仕組みについて記載すること
 - (i) 団体において上記(h)のガイドラインに沿った活動計画を作成し、大学の許可を得ていること
- (2) 引き続き、当面の間、以下の活動については自粛を要請する。
 - (a) 学内における本学学生以外の者との合同の活動
 - (b) 宿泊を伴う練習、遠征、試合、公演、集会など

- (c) 有観客での試合、公演、集会など
- (d) 飲食を伴う懇親会・歓迎会などの会合
- (e) 家族等を除く複数人でのアルコールを伴う飲食（下宿等での飲食を含む。）
- (f) 部室等の使用（物品の搬出入などの一時的立入りを除く。）
- (g) 学内外での対面による新入生勧誘活動
- (h) 活動前後における複数人での飛沫感染の恐れのある行動
- (i) 緊急事態宣言地域及び感染拡大地域との不要不急の往来
- (j) その他、上記（1）に該当しない活動（オンライン上での活動を除く。）

（3）上記に違反した団体に対しては、活動の停止を命じることがある。

（4）新型コロナウイルス感染症の状況によっては、再度の強化された活動自粛要請がありうる。

※第1版～第4版の表題は「課外活動の自粛要請の限定的緩和について」